

政務活動費の交付に関する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成13年岩手県条例第37号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、議員が実施する県政の課題及び県民の多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映させる活動その他の住民福祉の向上を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表の左欄に掲げる経費に充てることができる。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、月の初日に岩手県議会（以下「議会」という。）の議員の職にある者に対し交付する。

2 月の初日において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合は、当該議員は、政務活動費の交付の対象としない。

(政務活動費の額)

第4条 政務活動費の額は、月額31万円とする。

(議員の通知)

第5条 議長は、政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月3日までに、知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の途中において政務活動費の交付を受ける議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定による通知があったときは、政務活動費の交付の決定又は決定の変更を行い、その内容を当該通知に係る議員に通知しなければならない。

(政務活動費の交付方法等)

第7条 知事は、毎会計年度の各四半期の最初の月の10日（その日が岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を議員に交付するものとする。ただし、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、当該任期の満了する日の属する月（その日が月の初日の場合は、前月）までの当該四半期に属する月数分を交付するものとする。

2 知事は、一の四半期の途中において、新たに議員となった者があったときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）

分以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費を速やかに当該新たに議員となった者に交付するものとする。

3 知事は、一の四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった者が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費を当該議員であった者（当該議員が死亡した場合にあつては、その相続人）に返納させるものとする。

（収支報告書）

第8条 議員は、交付を受けた年度の政務活動費収支報告書（別記様式）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）の写し及び第9条に規定する会計帳簿のうち支出に関する部分の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員が、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、当該議員又はその相続人は、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書に証拠書類の写し及び第9条に規定する会計帳簿のうち支出に関する部分の写しを添えて、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（証拠書類等の整理保管）

第9条 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び証拠書類の写しを議長に提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（議長の調査）

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、第8条の規定により収支報告書、証拠書類の写し及び第9条に規定する会計帳簿のうち支出に関する部分の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとする。

（政務活動費の返還）

第11条 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において行った政務活動費による支出（別表の左欄に掲げる経費の支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、その残余の額の返還を命ずるものとする。

（収支報告書等の保存）

第12条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書等を、提出された日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（収支報告書等の閲覧）

第13条 何人も、議長に対し、前条の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

2 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）第7条に規定する非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

（透明性の確保）

第14条 議長は、第10条の規定による調査及び前条第2項の規定による収支報告書等の閲覧その他の情報公開を適切に行い、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び当該調査研究の委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する者の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請、陳情、住民からの相談の対応等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等の実施に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費 3 県が主催する記念式典その他の公的行事への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するためにはじめる経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する者を雇用する経費

別記様式 (第8条関係)

年 月 日

岩手県議会議長

様

年度政務活動費収支報告書

氏名

印

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

経費	支出額	主たる支出の内訳	備考
調査研究費	円		
研修費	円		
広聴広報費	円		
要請陳情等活動費	円		
会議費	円		
資料作成費	円		
資料購入費	円		
事務所費	円		
事務費	円		
人件費	円		

3 残余の額

_____ 円

(A 4)

平成25年2月19日提出

理由

地方自治法の一部改正に伴い地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるため、政務調査費の交付に関する条例の全部を改正しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。